

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60・8階
（名称）株式会社旅工房
（法人番号 4013301007221）

上記被審人に対する令和5年度（判）第4号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1200万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和5年10月10日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和5年8月7日

金 融 庁 長 官 栗 田 照 久

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60・8階に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人は、資金循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	令和3年2月12日	第27期第3四半期(令和2年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲1,525,552千円であるところを▲1,092,072千円と記載	売上及び売上原価の過大計上
			令和2年10月1日～同年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が9,144千円であるところを442,624千円と記載	
2	令和3年6月24日	第27期(令和2年4月1日～令和3年3月31日)に係る有価証券報告書	令和2年4月1日～令和3年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲1,808,806千円であるところを▲1,408,861千円と記載	売上及び売上原価の過大計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が108,071千円であるところを508,016千円と記載	

3	令和3年 8月13日	第28期第1四半期(令和3年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書	令和3年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 87,808千円であるところを 487,660千円と記載	当四半期前の売上及び 売上原価の 過大計上
4	令和3年 11月12日	第28期第2四半期(令和3年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書	令和3年7月1日～同年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 237,456千円であるところを 645,290千円と記載	当四半期前の売上及び 売上原価の 過大計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号3及び同4の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第27期事業年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)第3四半期(令和2年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第27期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第27期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第27期第3四半期報告書	304,802円
第27期有価証券報告書	329,515円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 27 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 27 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 27 期第 3 四半期報告書及び第 27 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 27 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 27 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{ 円}$$

第 27 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 4,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 3 及び同 4 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 28 期事業年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 28 期第 1 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 2 四半期（令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 28 期第 2 四半期報告書」という。）ごとに算出した額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 28 期第 1 四半期報告書	345,488 円
第 28 期第 2 四半期報告書	358,393 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 28 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 28 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。